

総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会

《旭区》

■日 時：平成28年11月19日(土) 13:59～16:04

■場 所：旭区民センター

(司会)

皆様、大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

吉村大阪市長です。

松井大阪府知事です。

小川旭区長です。

続きまして、事務局をご紹介します。

手向副首都推進局長です。

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度企画担当部長の水守です。

私は、本日司会進行を務めさせていただきます副首都推進局住民対話担当課長の水野でございます。よろしく願いいたします。

後ほど吉村市長よりご挨拶とご説明がございますが、まずは開催に当たりまして副首都推進局長の手向より本説明会の開催趣旨を申し上げます。

(手向副首都推進局長)

皆さん、改めましてこんにちは。副首都推進局長の手向でございます。

きょうは、総合区と特別区という新しい大都市制度に関する説明会ということで、このように土曜日で雨模様の日にお集まりいただきまして本当にありがとうございます。後ほど市長からこの会を開催するに至った背景ですとか、こういう大都市制度改革をしなければならない必要性、そういったことについて説明がありますけども、私のほうから冒頭この意見募集・説明会の開催趣旨を簡単に説明させていただきます。

今、大阪府と大阪市では、副首都大阪というのをつくっていこうということで、そういった取り組みを進めております。そういう副首都にふさわしい大都市制度というのが市民の皆様やこの大阪の発展にとってどのような形のものがふさわしいかということ、大阪府と大阪市の組織が一緒になって検討していこうということで、ことしの4月に副首都推進局というのが発足しております。そこでこの大都市制度について検討してるわけですが、この大都市制度をより具体的に検討していくために市民の皆様方からこういった意見募集・説明会の場を通じていろいろなご意見をいただいて制度づくりに反映していきたいということで開催させてもらったところでございます。

きょうの意見募集・説明会は大阪市が行政として開催してるものでございます。そういうことで、きょうの説明会の時点ではこの制度案について優劣をつけたり、あるいはどちらかの制度を直ちに選択してくださいといったような場ではございません。また、開催の目的に照らして制度と関係のないご発言や政治的な主張といった趣旨にそぐわないような

ものについては、きょうの場ではご遠慮いただきたいというふうに思っております。

後ほどの説明ではできるだけわかりやすいように説明に努めてまいりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、小川旭区長よりご挨拶申し上げます。

(小川旭区長)

皆さん、こんにちは。旭区長の小川でございます。日ごろ旭区政各般にわたりまして大変ご支援、ご協力を賜りまして、改めて厚く御礼申し上げたいと思っております。また、本日はご多忙のところ多数の方々のご参加をいただきましてありがとうございます。

今、旭区には、あさひあったかバスや放課後おさらい教室、子どもたちが自由にボール遊びができるのびのび公園事業など、区長の裁量で実施した事業がたくさんあります。これらは地元の高齢者の皆さんや保護者の皆さんから要望があって取り組んだものでございます。このように区長は昔に比べますとかなりの部分、地域の皆さんの声を反映しまして仕事ができるようになっておりますが、例えば公園の雑草を早く処理してほしいというような声があった場合には、実は区長には権限がありません。これは公園の所長さんのほうにお願いするしかありません。まだまだそういう意味での権限移譲は十分にはなっておりません。旭区は人口が9万余り。私の出身地の岩手県でいえば5番目か6番目に当たるぐらい大きい市に当たるんです。もちろん公選された区長ではありませんので同じようにはいきませんが、できれば地域の皆様方から身近な要求をいただいた際に何とか自分たちで処理できるような、そういうふうな仕組みが必要かなと思っております。また、あったかバスとかこども病院の拡充とかいろいろ淡々とやってるように皆様方には見えるかもしれませんが、実は区役所と局との間ではかなり政策論争を激しくやって、何とかお願いして認めてもらって実現してるというのが実態でございます。あったかバス予算は当初、福祉パイロット予算なんですけど、査定されましてゼロ査定されました。また同じようにこども病院の関係も21年から6年間やってきたんですが、2つしか増えなかった。6つしかなかったんですね。これが何でそうなのかということで旭区のお母さん方に聞きましたら、非常に使い勝手が悪い。そういうことで改善案を考えていろいろ提案しました。なかなか認めていただけませんでした。当時の副市長さんたちが賛同していただきまして、大阪市全体でやろうということになって、今この2年間で8つから14というふうに6つも増えております。このように、地域の方々の声が届く、そういうふうな格好でやらなければならない。つまり地域分権をもっともっと徹底していかなければなかなかそのあたりはうまくいかないと思っております。観光とか経済政策とかそういうものは広域行政としてやっていただく、地域のことは地域に任せる、そういう地域分権を一層進めていかなければ皆様の身近な要求というものがすぐに実現できない、そういうふうには私は思っております。

本日はその手法につきまして、現状のままで大幅に権限を移譲するというやり方もあると思えますし、地方自治法上の総合区、それから特別区、そういういろんな制度がございます。そういうことの説明をですね、聞いていただきまして、皆さんのお子さんやお孫さんたちにどのような地域を引き継いでいくか、そういうことを将来を考えていただくきつ

かけになればいいと思ってます。どうぞ最後までよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして私から簡単にご説明させていただきます。

まず、吉村市長より大都市制度改革の必要性についてご説明し、引き続きお手元の資料に沿ひまして事務局よりご説明いたします。ここまでで約1時間程度を見込んでおります。その後、皆様より説明内容に対するご意見、ご質問をお受けいたします。

なお、お手元に意見用紙を配付させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収いたしますので、こちらにもぜひご意見を記入していただきますようお願いいたします。

それでは、早速説明に移らせていただきます。

吉村市長、お願いいたします。

(吉村大阪市長)

皆さん、こんにちは。きょうは土曜日のお昼下がり、皆さん本当に忙しい中ご参加いただきましてありがとうございます。本来土曜日であれば皆さんご自身の趣味の時間を過ごされたり、あるいはゆっくりされたり、お仕事ある方はお仕事されたりということかと思うんですけども、大阪市、府が今が掲げてます課題を解決する制度の説明会にご参加いただきまして本当にありがとうございます。感謝申し上げます。

こういった大阪市のきょうは制度についてなのでちょっとわかりにくいかもしれないです。だからできるだけわかりやすく説明したいと思っています。目の前に小さなお子さんもいらっしゃるし、高齢者の方もいらっしゃいます。待機児童の問題とか高齢者の皆さんの福祉の問題とか、そういった政策の話であれば非常にわかりやすいと思うんですね。高齢者の医療どうする、特別養護老人ホームどうすると、わかりやすいんです。待機児童の保育所どうしましょうか、わかりやすいんですけども、制度の問題、制度の話になるとちょっとわかりにくくなっちゃう。でも実はこの制度というのは非常に大事だと思っています。というのは、どんな政策にしても実行していくのは組織が実行していきます。皆さんが選挙で選んだ市長のもと。今区役所は区長は選挙で選んでないですけども、知事のもと。さまざまなそういった政策を実行する組織は実は役所になるわけですね。制度なんです。でするのでその制度をいかに時代に合ったものにするのか、いかに充実したものにするのかというのが最終的に皆さんの受ける住民サービス、そして大阪の将来の政策をどういうふうに行うかということにかかわってきます。ですので実はこの制度というのは物すごく大事なことだと思っています。きょうはその制度についてちょっとわかりやすく、そして大阪の抱える課題と、なぜ今大都市制度改革が必要なんですか。僕は必要だと思っています。何でそういうふうに行っているのかということも含めてちょっとご説明をさせていただきますたいと思ひます。

まず少し振り返っていただきたいと思ひます。昨年5月17日です。これは皆さん覚えてらっしゃると思ひますけれども、都構想の特別区の住民投票を実施いたしました。これ何でしたのといへば、当時大阪市を5つの特別区に再編するという案でした。その目的と

しては、1つは住民自治を拡充する。先ほど旭区長からちょっと話ありましたけれども、皆さんの身近なところの区長に権限と財源を持ってこようと。その区長を皆さんの選挙で選びましょうということが1つの目的。そしてもう一つが広域行政の大阪府への一元化。今実は大阪市というのは大阪府と同じような権限を持ってやっていってます。ですので大阪市と大阪府が二重行政になってるようなことが多分にやっぱりあるんですね。これはずっと昔から言われてることですけども、大阪府と大阪市仲が悪いということで府市合わせ（不幸せ）とかいうふうな言われ方もしてこられました。でも、そういったことはもうなくしていこうよということで、いわゆる大阪市と大阪府がやってる大阪の全体の成長戦略であったり、全体の交通であったり、そういったものについてはきっちり役割分担して、二重じゃなくて一元化していこうよということで、住民投票を実施いたしました。結果については皆さんもご承知のとおりです。賛成が69万票、そして反対が70万票。1万票の差で0.8ポイント差ということになります。反対のほうが多いということで、今年の5月17日にやりました5つの特別区の案ということにはバツ、なしということになりました。ただ、そんな中でもやはり大阪の抱える課題というのはまだまだ解決されてないよねということで、今年の11月、私と今ここにいる知事2人合わせて、やっぱり大都市制度の改革というのは必要でしょうということを訴えさせていただきました。それで選挙を経て今再度ですね、大阪の都市のあり方、制度のあり方について今議論を進めていってるというところがあります。ちなみにきょうは政治の集会じゃありませんので、これは行政の説明会ということになりますので、どちらの制度を選んでくださいと皆さんに迫るものではありません。こういった課題があるんだな、こういった制度があるんだな、この点はどうなんだろうかなとか、そういったところのご意見をいただけたらというふうに思っております。

引き続いてこちらですね、今人口減少、超高齢化社会突入です。これは今まで誰も経験したことがない、世界でも経験したことがないような超高齢化社会にこれから日本は突入していきます。しかも大阪はこの高齢化というのが非常に進んでいってます。その問題についてどう対応していくのか、財源も限られてくる中でどうやって住民サービスを充実化させていくのかという課題があり、そしてもう一方で、東京の完全な一極集中が進んでいます。大阪が低迷し、そして東京一極集中が進んできてる。もし大きな大地震のようなものが東京で起きたら一体この国はどうなるんだろうとかさまざま考えなきゃいけない課題があるのかなというふうに思っています。そんな中で、まさに東・西、それぞれ日本の構造を見たときに、東西二極の一極を担うような、そんな副首都と言えるような大阪というのを確立していく必要があるんじゃないんですかというのが問題提起であり、私の認識です。

そのために、じゃ、何が必要なのということなんですけれども、幾つか副首都の実現のためにいろんな整理はしてるんですが、やはり大都市の制度についてもきっちり検証しなきゃいけないよねということは今話ししています。1つはやっぱり大阪の大都市として成長していく必要がある。日本の成長も牽引していく必要がある。必要な都市機能を強化していく必要がある。そのためにもやっぱり大阪市、大阪府がやってるような二重行政というのは解消していく必要があるんじゃないんですかというのがまず1つの問題意識。そしてもう一つが、人口減少で少子高齢化社会に突入していってる中、財源というのは限られてます。財源がどんどん湧いてくるような我々石油国家でもありませんので、財源という

のが限られてる。働く方の税収で社会を回していかなきゃいけないというのが今の現状です。しかもそれが高齢化によって働き手も少なくなってくる。そんな中で、財源は非常に限られてくるんですけども、そういった中でより最適な市民サービス、無駄のない最適な市民サービスを充実していくためにはどうしたらいいんだろうか。そのためには住民の皆さんの身近なところで身近なことは決定できる仕組み、それををつくっていかなくちゃいけないんじゃないんですか、住民自治を拡充していく必要があるんじゃないんですかというのがもう一つの問題意識であります。

今これちょっと人口の動きを見ていただきたいと思います。これは非常に大きな時間軸で見えています。1965年からですから昭和40年から2040年まで、非常に長い時間軸で見えますけれども、大きな人口の動向です。こっちは東京ですね。これは上がっていった。でも東京も当然高齢化に突入しますからこうやって下がっていきます。しかしながら非常に高いところで人口は推移してる。愛知についても下がっていくんですけども、注意して見ていただきたいのが、赤が大阪です。大阪、今がここなんですけども。今は横ばいにきてますが、ぐいっと下がってくる。この下がる度合いが非常に高いというのが大阪の特徴です。これはもう少し小さい目線で見ると大阪市で見た単位。こっちは大阪府、こっちは大阪府で見た単位。上は横浜市です。下が名古屋市。名古屋市についてはほぼ横ばい、横浜市についてはぐっと伸びてきて、減るけれども、減りぐあいのカーブはこうなってる。しかしながら大阪市についてはこういう形の大きなカーブで下がっていくことが予測されています。人口というのは都市の力でもありますから、今私が市長でやってる施策も多くの人が大阪市に来てもらうような施策もやっています。ただ、大きな人口の動き、流れとしてはこういうふうに大きく減ってくる。こういった社会に突入する中で大阪の都市のあり方というのはどうあるべきなのかということも考えなくちゃいけない時期に来てるというふうに思っています。

これは経済規模です。全国に占めるシェアの割合、どのぐらい経済規模があるんですかというグラフです。東京は大体18%であります。横ばい。愛知、神奈川も大体横ばいなんです。大阪府については9%ぐらいあって、一時期10%行きましたけれども、下がってきてる。やはり右肩下がりになってるのが大阪府の現状ですね。こちらに行くともっと如実なんですけれども。ちなみにこの時間軸も同じように何十年という単位で見た時間軸です。名古屋も横浜もほぼ横ばいです。しかしながら大阪市について見ると、5%ぐらいあったわけなんですけれども、ぐいっと大きく減ってきている状況にある。つまり大阪における経済の規模というのが非常に下がってきてる傾向にある。そういう大きな傾向で見るとそういった傾向にあります。

いわゆる大企業、資本金1億円以上の企業数がどうなってますかというグラフです。増えたり減ったりしてる。上にあるのが増えてるほうです。東京都については500ぐらい増えてる。神奈川も200ぐらい増えてる。一方で大阪府については250ぐらい減ってるという現状です。こちらは大阪市を見た場合、横浜市、増えてると。東京都は増えてる。名古屋市も減ってるけど、減ってる率はそんなに多くはない。一方で大阪市については大きく減ってるという現状。まさに大企業自身も東京に行ってるというような現状、輸出してるというような現状であります。これは15年ぐらいのスパンで見た、比較的長い単位で見たらやっぱりそういう傾向にありますね、これをどう打開していきましょうかということです。

これは大阪市、こっちは大阪府になりますけれども、ここの青い色で塗られてるところ、青いところが濃ければ濃いほど事業所が集積してる、いわゆる商業地になってるということなんです。これを見ていただいたらわかるんですが、大阪市から事業所の集積というのはどんどん大阪市域外に広がってきてます。これは横浜市とかとちょっと歴史が違うと思うんですけど、大阪については大阪市中心に発達してきました。かつて大阪市域にほとんど人が住んで、市域外には住んでる人も少ないぐらいの状況でしたけれども、企業についても大阪市中心に発展をしてきた。それで大阪が栄えてきたというのは1つ事実であるんですが、それが今はどんどん大阪市域の外に広がってきてるという現状です。この現状の中において、実は大阪市のこと、それから大阪府のことについて、大阪の経済の成長とか全体の成長に関する政策を府と市が別々にやってる、広域行政を別々に担当してきたというのがこれまでの歴史です。しかしながら、行政の枠組みはそうだとしたとしても、実際のやっぱり事業所、経済規模としては外に広がって一体になってきてる。しかしながら行政は大阪市と大阪府バラバラにやってるというのが今の現状です。

じゃ、それでほっといていいのということで、ほっといていいはずがありません。ですので、前の橋下市長、それから松井知事の時代から、やっぱり大阪市と大阪府は政策、いろんな成長戦略についてもやっぱり一体になってやっていきましょうよと。一体で政策をつくって、いつも府市合わせ（不幸せ）と行ってにがみ合うような関係じゃなくて、やっぱり一体になって成長を目指していましょうよということで、今共通の成長戦略とかそういう目標を立ててやっていってます。当然これは僕もそれを受けて、僕自身も引き続いて、今は松井知事と私とで進めてやっていってるということです。例えばですけども、大阪の成長戦略に関することであつたり、都市魅力を増やしていく、あるいは大阪の観光戦略、これ今までなかったんですけど、大阪市と大阪府の観光戦略も1つでやっていこうということで、大阪市、大阪府合わせた大阪観光局というのをつくって、大阪の府と市の分け隔てなくどんどん大阪の魅力を発信していくというようなこともやったりもしてる。グランドデザイン・大阪というのは大阪の全体の都市のあり方、そういうようなことも含めてそうです。それから災害対策ですね。大和川とか川を隔てて災害の種類が変わるわけじゃありませんから、大阪府、大阪市一体になって大きな意味での災害対策というのは進めていってる。文化の振興についてもそうです。都市魅力についてもそう。そういったことを今府と市共通の政策目標を立てながら、今一体になって進めていってるというのが今の実態であります。

これ例えば一例なんですけど、これ本当に一例として見てください。道路です。高速道路。こちらは東京の図でして、大体成長する都市というのは環状線というのが非常に発達してます。都市に向かう波状のクモの巣のように外に出るのと、あと環状ですね、円を描く。まさにこれが成長する都市の基本的な構造です。ここにはないんですけど名古屋も今環状線というのを完全に事業着手してる。でも実は大阪というのはこれがなかなか進んでこなかったんですね。今ここありますけど豊崎というところからぐっと都島のほうに入っていくって、そして門真のほうに抜けていく。これいわゆる淀川左岸線の延伸部と言われるやつですけども、こういったことは全く手つかずの状態がずっと続いてた。ここはミッシングリンクと言われました。ここがつながればこういう環状線ができる。そしてこれがつながればこっち側の京都に行ったりこっちの海に行ったり湾岸に行ったりというような

ことがあるけれども、なかなかこういう非常に重要な線も着手されてこなかった。これは何でかといえば、一部これは大阪市入ってるんです。一部大阪府入ってる。大阪市と大阪府が府市合わせ（不幸せ）の状態じゃ全然進まない事業で、実際進んできませんでした。でもこれはやっていきましょうというので、今前に進めていって、これは道路1つとってもそうなんですけれども、要は大阪全体の成長というのを考えていったときには、やはり大阪市と大阪府の都市のあり方、広域行政のあり方というのを考えないといけないですよということなんです。要は経済が成長しないとやはり財源も生まれてこない。財源も生まれてこなければ医療だとか教育とか福祉、本当に住民サービスを必要とするところにお金が回ってこないということになります。実は経済の成長って、僕は経済の成長が重要だと思ってやってますけど、経済の成長というのは誰のためにやるかということ、本当に税を回さなきゃいけない立場のしんどい人のために経済の成長というのはやらなきゃいけないんです。

それじゃ、次、引き続いて住民自治の拡充のほうです。これについてはですね、これも例えばなんです。児童虐待です。児童虐待の件数についても、これも10年ぐらいのスパンで見た人数です。平成17年から見た年数ですけども、児童虐待の相談件数が増える。客観的にもともと児童虐待が多かったのか少なかったのか、それはちょっとわからないところもあるんですが、要は相談される、助けを求められる方の数というのが増えてきているということです。

これについてもよく出てきますが、待機児童ですね。待機児童については、ちょっとこのグラフで皆さんにお伝えしたいのは、何をお伝えしたいかということ、大阪市の中においても地域によって事情が全然違うということなんです。実は待機児童が多いところもあれば少ないところもある。それが今の現状です。例えば西区のところを見ると非常に子育て世代が集まってきてますけれども、西区についてはかなり待機児童は突出してるというようなところですね。こちらが旭区ですね。例えばですけども、平野とか西成とか東住吉、こちら辺は実はほとんど待機児童がいないというような現状。東成と生野も少ないということです。待機児童については数の定義の仕方がこれ僕おかしいやんというてるんですね、これはゼロということでは僕はないと思ってるんですけど、ここで皆さんにお伝えしたいのは、要は同じ大阪市においても求められる住民サービスというのは実は違うんだと。だから皆さんの身近なところで、これはあくまで待機児童の例ですけど、身近な声を聞いて直接、限られた財源であるならば、その地域に必要な住民サービスが必要なんじゃないのかと。それをできるような仕組みに変えていかなきゃいけないんじゃないのかという問題意識で皆さんにお伝えしたいと思ってます。

じゃ、皆さんの身近な住民サービスというのをやっていく上で今大阪市の現状どうなんですかということですが、まずちょっと人口規模で見てもらいたいですけれども、269万人、前の調査で270万人になりましたけれども、大阪市は270万人で市長1人で住民サービスというのは最終的には市長1人でやってるということです。どのぐらいの規模かというと、ここにあります広島県で284万人、京都府で262万人。広島県で見ると市長とか町長とか皆さんが選挙で選ぶ行政の基礎自治のリーダーとしては26人ぐらいいるという中で、大阪市というのは広島県、京都と同じぐらいの人口規模の自治体なんだと、大きな自治体だということです。この大きな自治体について住民サービスってどうあるべきなのかとい

うのは、実は国でもいろんな議論がされています。ここにあるのは大阪市が言ってることでも大阪府が言ってることでもありません。国に対して専門的な機関がこういうふうに答申していってます。いわゆる大きな大都市においては市役所の組織がどうしても大規模化していく傾向にありますねと。そしてもう一つ、カバーするサービスというのも幅広くなってきてますねと。そういった中で個々の住民の皆さんとは遠くなる傾向がありますねと。この課題を解決していかなきゃいけませんねというのが国でも答申されているということです。これはまさに大阪市に私は当てはまるだろうなというふうに考えています。

じゃ、今何もしてないのというのであればもちろんそうではなくて、できるだけ区長に権限と財源を渡していきましょと、今の制度の中で区長にできるだけ権限、財源を渡していきましょとということをやっています。局が持つてる権限、財源をできるだけ区長に渡していく。市役所の組織内のポジションについても局長より区長を上のほうに位置づけていくということ。ちょっとこの局長とかいうのは皆さん聞きなれない言葉かもしれませんが。要は大阪市の政策をどこで立案しているかという、これは区役所ではやってません。区役所には立案機能はないです。やってるのは大阪市役所という中之島にある、でかいのがどーんとあると思いますけど、そこでやっています。そこに僕がいて、そしてそれぞれ例えば子ども青少年局とか健康局とか都市整備局とかいう局が入ってて、そしてその局で政策を立案して、そして実行してるというのが今の実態です。区役所は窓口です。基本的には窓口。出先機関。正直言うとそういうのが今の現状です。そんな中でもやっぱり区長についてできるだけ権限を渡してできることをやってもらおうよというのが今、前の橋下市長から、そして私が今やってる区役所改革というのはそういったことです。その中で区長についてもやはり市役所の持ち回り人事でやるだけじゃなくて、ちゃんと僕はこの区をこうしたいんだという、区政についてこうしたいんだと手を挙げるやる気のある人、そして能力のある人というのを内部からも外部からもその人材を確保してる。いわゆる公募区長制度を導入してます。今いる旭区長も同じように公募区長で、先ほど岩手からおっしゃいましたけれども、まさに手を挙げられて今この旭区のことをされてるというような状況です。それ以外にも区民の皆さんができるだけ区政に関与できるようにということではいろんな会議をつくったり、区政会議をつくったりというのでいろいろな取り組みをしてるということです。

その結果、それぞれの区においていろんな取り組み、特色ある取り組みもできていきます。先ほどありましたけど旭区でいうとバスですね。コミュニティバスの運行事業もしてる。例えば西成だったらプレーパーク事業ということで、子どもの遊び場がないよということで、学校などを使った遊び場をつくったりだとかいろいろやっています。天王寺区であれば子育て世代が多いということで子育てクーポン券を配ったりとか、それぞれの区長が知恵を凝らしながらできる限りのことは今やっていってる。これをもっともっと拡充していかないといけないですねというのが基本的な考え方です。

もう一つは、やっぱり教育行政です。今まで教育行政、教育については教育委員会がトップとしてやってきました。教育委員会が頂点として。今もそうなんですけどね。教育委員会が頂点。実は市長も今教育委員会と協力しながらいろいろできるような仕組みに、国の仕組みも変わりましたが、これは大阪市では率先して以前からやってきました。国も大阪市の制度を倣うような感じで追いかけてきて、ちょっと制度も変わって、今市長は教

育委員会と色々なことを協議しながら進める立場にあります。それでも今の最終責任者は教育委員会であり、そして学校は別ということですね。要は政治ができるだけ教育に入らないようにというのでつくられた仕組みが逆に非常に固定化しちゃってるというような現状にある。そんな中で区長もやっぱり住民の皆さんに近いところにいるだろうということで、区長も教育委員会の一員として位置づけて、そしてその地域の学校教育に一定関与することができる、いわゆる分権型の教育行政ということにも今取り組んでいます。

そういったところでやらないといけないというのは、やはり区長の権限というのをもっともっと拡充していかなきゃいけないだろうと。住民の皆さんの身近なところにいる区長。私、大阪市の市長ですから、24区全部ということになりますけれども、住民の皆さんの身近なところというのであれば、本当に身近にいる区長というのに権限と財源をできるだけ渡していくべきじゃないかというような考え方に立っています。ただ、そのためにはですね、やっぱり組織が必要になってきますので。組織もないのにお金だけ渡してもできないですから。そういった意味で、きょうはちょっと皆さんにもご説明する総合区と特別区という制度のご説明もしたいというふうに思っています。

大阪は結局どういうところを目指していくのということなんですけれども、冒頭申し上げたやはり東西二極の一極を担うような副首都と言われるような大阪というのを今後目指していかなきゃいけないんじゃないんですかという問題意識は持っています。ここにもありますが、もし首都において大地震が起きたときどこがバックアップするんですか。それから東京一極集中が進んでますけれども、やはり日本の国土軸を見たときに、西日本において中枢性を持つような拠点というのが必要なんじゃないんですかと。大阪が東京の真似事じゃなくてしっかり個性を持った東西二極の一極と言われるようなそんなまちづくり、副首都というのが必要じゃないのかなというふうに今議論をやっていっています。そんな中で、じゃ、副首都大阪を確立するためには何が必要なのか。当然そういった副首都と言われるような機能も必要ですし、もう一方はやっぱり制度についても副首都にふさわしいような制度が必要だろう。その中に大都市制度の改革というのにも必要なんじゃないのか。これをもって持続的な経済成長を実現していくことを目指すべきじゃないのかなというふうな、そういった将来ビジョンを持っています。

じゃ、そのための大都市制度改革って何なのということですが、ちょっと詳しくは職員のほうから制度については説明しますが、私から簡単に言うと総合区と特別区という2つの制度について皆さんにご説明したいと思っています。

総合区。どういう制度かというのと、これは大阪市、大阪市役所というのは存続します。存続した上で、総合区というのは法律で定められたものでして、要は総合区長には比較的大きな権限を与えましょうというようなものが認められてるということですから、総合区において区長の権限を強化していこう、それによって住民自治を拡充していきましょう。市全体に関することは市長がやるんですけれども、区に関することはできるだけ区長に権限を持ってもらってやってもらいましょうということです。それから都市機能や広域機能の強化、二重行政の解消、これについては基本的には思想の問題になってくると思いますが、これは知事と市長とで協議して決めていって決めようということです。これは府と市の協議機関というのをちゃんと設置して、もしここで話がまとまらなければ国に対して、大臣がこうやるべきじゃないかというような、そういったことを意見するというような制度も今

法律で認められていますので、それを使いながら基本的には知事と市長の話し合いで二重行政というのは解消していくべきだという、そういった基本的な制度です。

そしてもう一つ特別区。これについては大阪市は廃止です。大阪市役所という役所組織は廃止です。その上でどうするのといえ、大阪市域の中を幾つかの区に、特別区というのを再編します。その特別区については皆さんが選挙をして、そして区長、リーダーを選びます。そうすることによって、皆さんがやっぱり主権者ですから、皆さんが選んだ区長は当然予算を編成する力があります。当たり前です。そういった予算の編成権を持つ区長を身近に誕生させるということです。それから二重行政については、これはもう役割分担を徹底するという事で大阪府に一元化させます。大阪の全体の成長戦略については大阪府がやっていくということになります。住民の身近なところは特別区の区長さんがやる。そして大阪の全体の成長に関する事、今の大阪市域も含めた大阪全体の成長については皆さんが選挙で選んだ大阪府のトップがやっていくというような仕組みです。

これはもう少し詳しくなってますけれども、自治体のトップ、総合区は誰ですかといえ、ば市長です。大阪市長です。じゃ、区長はどうやって選ぶんですかということ、これは市長が選びますが、市議会の同意を得て市長が選びます。これは特別職という立場になります。これ今地方自治、大阪市もそうですけれども市町村というのはどういう仕組みで動いてるかということ、皆さんが選挙で選んだ市長が全て決めるわけじゃなくて、もう一つ二元代表制と言われる議会ということ、議員さんの集まりの議会、この2つで物事を進めていってるといような現状がある。そういった制度の中で市民の皆さんが選んだ市長と議会それぞれから双方の信任を得た区長ですので、そこに特別職というちょっと権限が強くなってやれることが増えるというようなことのポジションが与えられるというのが総合区の区長、総合区長になります。その区長については予算を編成する力はないですけれども、予算について市長にこうやるべきじゃないのというような意見を言う権利があるというようなところ。特別区については皆さんが選挙で区長を選びますから自治体のトップは区長。それから広域については知事がやる。そして区長の人選は皆さんが選挙で選ぶ。教育委員会もそれぞれの区に設置される。議会も当然区議会があつて、予算の編成も区長でやる。1つの自治体と考えてもらったらいいと思います。それから総合区については一部の区だけ導入することも可能です。例えば旭区だけ総合区と。法律上でいえばそれは可能です。でも今回皆さんにご説明するのはそういうものではありません。幾つかの区を合わせて、合区して、そして一定の権限を持ってもらう。というのは、冒頭申し上げたとおりやはり権限を持ってもらって事務をしっかりと執行していくとなると組織が必要になってきますので、やっぱり人員が必要になる。そうすると一定の固まりがないとなかなかこれを広げていくことはできないわけですから、一定の、幾つかのパターンをきょうご説明しますが、合区した上での総合区の案というものを皆さんにご説明したいと思っています。

私の説明は大体以上なんですけれども、要はこれからの大阪はどうあるべきなのか、財源も限られてる中で大阪もやっぱり成長させていかないといけない。そして住民サービスの拡充させていかないといけない。そういった中で大阪の今の制度というのは私は疲弊してると思っています。ですので、総合区という制度、特別区という制度ありますけれども、それぞれの制度について皆さんにきょうご紹介をして、そして意見があればそれをいただきたいというふうに思っています。皆さんからの忌憚のない意見をいただきたいと思いま

すので、どうぞよろしくお願ひします。

本日は本当にありがとうございます。

(司会)

続きまして、副首都推進局制度企画担当部長の水守より説明申し上げます。

(水守副首都推進局制度企画担当部長)

失礼します。制度企画担当部長の水守と申します。

私からはお手元のパンフレット「総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会資料」に沿ってご説明をさせていただきます。

まず1ページの目次をお開きください。資料の構成は3部からなっております。第1部では大阪における新たな大都市制度について説明します。第2部では今回取りまとめた総合区の概案について、第3部では特別区制度の概要などについて、今から30分余り頂戴いたしまして説明をさせていただきます。座らせていただきます。

それでは、第1部の「大阪における新たな大都市制度」について、3ページをお開きください。

先ほどの市長の説明と重複するところもありますが、まず、大都市の現状・課題をごらんください。大阪市や横浜市といった大都市については、住民意思の的確な反映（住民自治の拡充）と、効率的・効果的な行政体制の整備（二重行政の解消）といった課題があると言われています。もう少し詳しく申しますと、1つ目の住民自治の拡充については、政令指定都市である大阪市は非常に幅広い行政サービスを提供しているため、市役所の組織が大きくなり、個々の住民の皆さんから見れば役所との距離が遠くなる傾向にあります。2つ目の二重行政の解消についてですが、大阪の場合で申しますと、政令指定都市である大阪市と都道府県である大阪府がそれぞれ同じような内容の仕事をしている分野があり、重複していることによって問題が生じているとされています。

これらの課題を解決するために、その下ですけど、国において法律が整備されました。1つ目は、真ん中の枠で囲んでおります左側、総合区の設置です。政令指定都市において、すなわち大阪市を残したまま、今皆さんがお住まいの区、行政区にかえて総合区を設置し、区長や区役所の権限を強化して、住民自治の拡充を図るものです。もう一つは、右側の特別区の設置です。こちらは、政令指定都市、大阪市を廃止して複数の特別区を設置し、特別区ごとに住民の皆さんから選挙で選ばれた公選区長と区議会が置かれ、それぞれが1つの自治体として運営されます。

こうした状況の中で、その下にありますが、大阪府と大阪市が取り組んだ改革として、1つ目の丸、特別区の設置により住民自治を拡充とあります。これは大阪市を廃止して5つの特別区を設置するものでしたが、平成27年5月の住民投票で、特別区の設置は反対多数となりました。しかしながら、大阪市が抱える課題は依然として残されたままであり、それらを解決するためには引き続きたゆまぬ取り組みが必要です。

次の4ページ「大阪が抱える課題解決に向けて」からその次の5ページについては先ほどの市長の説明と重複しますので省略させていただきますが、大阪の長期低落、人口減少、超高齢社会といった課題に取り組んでいく必要がございます。

さらに1枚めくっていただきまして7ページに総合区制度、それから8ページに特別区制度とありますが、これについてはこの後、それぞれの制度の中で説明をさせていただきます。

なお、7ページの一番下のところにひとくちメモというのが書いてありますけれども、ご参考としてところどころに用語の説明をつけさせていただいております。ご参考になさってください。

以上が第1部の説明です。

次に、第2部「大阪における総合区の概案」について説明をいたします。10ページをお開きください。

まず初めに、真ん中のちょっと下に点線で囲んでいるところがございます。概案の位置づけとあります。そこをごらんください。これから説明させていただきます総合区制度の概案は、大阪市としてこれで行きたいというふうに固まった案ではなく、住民の皆さんからご意見をいただくための素材、検討材料として取りまとめたものです。今後、この意見募集・説明会などを通じて皆さんからご意見をいただきつつ、市会での議論を踏まえ、総合区の案を取りまとめてまいります。

それでは、内容ですけど11ページをお開きください。まず、総合区制度の概要についてですが、上の網かけ部分をごらんください。まず丸の1つ目、総合区制度は、政令指定都市において、住民自治を拡充するため、現在の行政区長の権限を強化した制度です。

次に、少し飛びまして中ほどに(2)法律上の制度比較というところをごらんください。表の左側が、通常、行政区と呼ばれる今の区の制度、右側が今回新たに検討する総合区の制度です。表の1段目、自治体の位置づけ、それから2段目、区の位置づけに示しますように、どちらも政令指定都市としての大阪市の位置づけや権限は変わらず、行政区も総合区も、区は市の内部組織になります。

今の区と総合区の違いについては、3段目の区長について、左側の今の区長は一般職の公務員ですが、右側の総合区長については、副市長などと同じように議会の同意を得て市長が選ぶ特別職の公務員となります。次に、総合区長の主な事務につきましては、地方自治法で総合区の政策・企画の立案、総合区のまちづくり等の事務のほか、条例——これは大阪市が定める法律のようなものですが、この条例で定める仕事というふうになっています。これらについては、市長にかわって市を代表する区長の判断と責任で進められます。さらにその下の段、総合区長には、区役所の職員の任免権、すなわち人事権や、予算の編成に当たって市長に意見を述べる権限、予算意見具申権が法律で認められています。また、総合区の区長は住民の皆さんによってリコール、すなわち解職することもできます。

なお、総合区の制度としては、大阪市の今の24区のままで、あるいは全ての区ではなく一部の区にのみ総合区を導入することも可能ですけれども、今回お示しする総合区の概案では、合区をした上で、全ての区を総合区にする前提としています。

以上が総合区制度の概要です。

次に、12ページをごらんください。総合区を設置することの意義、効果及び課題について説明します。総合区の意義は、地域の実情に応じた行政サービスをより身近な区役所で行うことです。ただし、予算編成や条例提案など市全体に関する事項は、引き続き市長がマネジメントをします。

その下に、総合区が設置された場合、局と総合区の事務がどう変わるのかを図で示していますが、後ほど具体例をもって説明をさせていただきます。

次に、総合区設置で期待される効果と課題については、その下の枠で囲んでいるところをごらんください。まず左側、効果ですけれども、地域の実情に応じたよりきめ細かい行政サービスの実現とあります。1つ目の丸、住民の皆さんの声をより直接的に反映することや、2つ目の丸、意思決定が迅速になることで、より迅速適切なサービスの実現などが期待できると考えられます。一方、その右に課題がございます。効率性の確保として、1つ目の丸、現在、中之島などの局1カ所で実施している仕事を、複数の総合区に分散して行うことで職員数の増加が見込まれますとともに、その下の丸、専門職員やノウハウの確保がそれぞれの区で必要となりますので、いかに効率性や専門性を確保していくかが課題となります。

このように、総合区制度の導入に際しては、一番下の網かけですけれども、区役所が担う事務の拡充が図られる反面、効率性や専門性の確保という課題があり、双方の観点からバランスよく検討をする必要がございます。

次に、13ページをお開きください。総合区のイメージを持っていただくための案、概案の作成に当たっての考え方について説明します。ページの中ほどの黒四角、事務レベル（案）というところをごらんください。

総合区が担う仕事についてはさまざまなレベルが考えられますが、今回の概案では、AからCの3つの案を設定させていただきました。まずA案（現行事務＋限定事務）とありますが、右側の欄、現在の区役所の事務に加えて、一般市並みの事務とありますが、今、大阪市役所の局、例えば福祉局ですとか建設局などで実施している仕事のうち、住民の皆さんに身近な行政サービスに係る仕事に限定して総合区に移すというものです。それからB案（一般市並み事務）とありますが、守口市や松原市といった一般の市が提供している仕事を基本に、総合区が事務を担います。それからC案（中核市並み事務）の場合は、一般市よりも広い範囲の行政サービスを提供している中核市、大阪府内では東大阪市や高槻市などがありますが、これらの市が提供している仕事を基本に、総合区が事務を担います。わかりやすくいいますと、A案よりもB案、B案よりもC案のほうが総合区の仕事が増えます。ただし、表の下の米印に書いてありますが、いずれの案においても、市全体を見渡しつつ実施すべき事務、詳しくは次のページで説明をしますが、これらについては総合区に移さず、引き続き市長が判断する仕事として局に残ります。これは、先ほど区の位置づけでも触れましたが、総合区はあくまでも大阪市という自治体の内部組織であり、独立した自治体ではないからです。

次に、一番下の区数（案）です。総合区の検討に当たって、現在の24区を合区した3つのパターンでお示しをしております。大阪市の平成47年の将来推計人口は約228万人と見込まれておりますので、1区当たり45万人、30万人、20万人程度と設定して、それぞれ5区、8区、11区としています。

総合区の導入に当たっては、必ず合区をしなければならないわけではありませんが、区役所が提供するサービスを充実させるほど、区役所ごとに必要となる職員の増加が見込まれます。24区のまま区役所の体制を大きくすることは、職員の確保やコストの面で難しい点があることから、今回の概案では現在の24区を合区する案としています。なお、具体的

な区割りについては今後検討いたします。

以上が、総合区の概案の作成に当たっての考え方です。

次に、14ページをごらんください。事務分担について、繰り返しになりますが、総合区では区役所が行う事務を今より増やします。真ん中の局と総合区の仕事の分担をごらんください。現行の大阪市の仕事は、局の仕事と行政区の仕事、すなわち現在、区役所で行っている事務に分けられます。総合区が設置をされますと、現在、局で実施中の事務は、①引き続き局が実施するものと、②局から総合区へ移管するものに分かれます。具体的には、その下の表をごらんください。

①局で実施とは、総合区が設置された後も中之島の本庁などにある局が実施する事務であり、その例として表の右側にありますが、大阪市という1つの自治体として実施する事務、条例や予算など、そして、市域全体を見据えた観点から実施すべき事務、成長戦略や広域的な交通基盤整備など、また、住民サービスの統一性、一体性が求められる事務、例えば国民健康保険などは局が行うこととなります。

その下の②局から総合区へ移管については、局の仕事のうち、住民に身近な行政サービスをより身近な総合区へ移すものですが、上記の事務レベル案に沿ってAからCの3つの案を作成いたしました。詳しくは後ほど説明させていただきます。

一番下の③総合区で実施ですが、現在、区役所や保健福祉センターで実施している仕事は、そのまま総合区で実施をいたします。

事務分担についてももう一度繰り返しますと、総合区へは、現在、局で実施している仕事のうち、住民の皆さんに身近な行政サービスを中心に移管します。ただし、大阪市という1つの自治体として、また、市全体の観点で行う仕事などは引き続き局で実施をいたします。また、総合区へ移管する事務の量によりましてA、B、Cの3つの案を設定し、A案よりもB案、B案よりもC案のほうが区役所に移管する事務が多くなります。

では、次に15ページ、職員体制というところをお開きください。ここでは、総合区の仕事を増やすことや、合区によって職員の数がどう増減するかについて試算をお示ししています。上のほうに職員数の増減イメージとあります。基本的には総合区に仕事を多く移すほど職員数は増えます。また、区の数が多いほど職員数も増えます。こうした増減は、ページの一番下、③総合区移行時の職員数の変化の試算結果と太い線の表がございます。この表をごらんください。A案では、5区、8区、11区、縦に見ていただいたらと思いますけど、いずれも黒い三角の数字がついてますが、これは職員数が減少することを示しています。B案では、5区の場合は黒三角で減少、8区ではほぼ変わらず、11区では増加をします。C案では、いずれの場合も現行より職員数が増えるという試算結果になっています。

なお、こうした職員数の増減は、一番下に米印で書いておりますが、一定の仮定のもとに試算をしたもので、確定した数字ではございません。職員体制について簡単にまとめますと、A案からB案、C案となるにつれ、すなわち区役所の仕事が多くなるほど職員の数が増え、区の数が5区、8区、11区と増えるほど職員数も増えていくということになります。

次に、16ページをごらんください。ここでは、3つの事務レベル（案）ごとに、きめ細かい行政サービスの提供と、できるだけ職員数を増やさない行政の効率性という視点で区の規模を検証した結果、今回、皆さんにお示しをする総合区の概案として、真ん中に表が

ございまして数を四角で囲んでおりますけれども、A案は8区と11区、B案は5区と8区、C案は5区、これを概案としてお示ししています。

それでは、それぞれの概案について詳しく説明いたします。17ページをお開きください。

まず、A案の総合区ですが、区数は8区か11区、その場合はおおむね現行の職員数の範囲内で設置が可能と見込まれます。

次に、その下の黒い四角、総合区の事務内容というところをごらんください。こども、福祉、健康・保健など分野別に区役所に移す事務を示しています。なお、それぞれの枠の中に点線で囲んでいる部分がございますけれども、これは現在も区役所で行っている事務です。A案の総合区が設置された場合、例えばこどもの分野、左上ですけれども、保育・子育て支援として、現在、局が実施している児童いきいき放課後事業というのが総合区長の責任のもとで行われることとなります。また、その右ですが、まちづくり・都市基盤整備の分野では、道路・公園を維持管理する工営所や公園事務所の業務を総合区へ移管します。

では、A案の総合区で何が変わるのか、期待される効果について、18ページに3つの具体例を示しておりますけれども、そのうちの一部を説明させていただきます。前のスクリーンをごらんください。上に、総合区で変わること（A案）～例：道路の日常管理、放置自転車対策～というふうに書いております。現在、皆さんから寄せられるご要望、例えば道路の穴の補修や放置自転車の撤去については、区役所とは別組織の建設局の工営所というところが行っています。図の右側をごらんください。これらが総合区の仕事となることで、住民の皆さんからの要望に対しまして、直接、総合区長の判断で、例えば放置自転車の撤去回数を見直すというようなことがより早く、あるいはきめ細かく対応することが可能になります。なお、一番下に記載しておりますとおり、総合区になりましても、予算の編成や条例などは引き続き市長が市全体を見据えて判断することになります。

資料に戻っていただきまして19ページをお開きください。次に、B案の総合区です。区の数には5区か8区、その場合はおおむね現行の職員数から一定の範囲内で設置が可能と見込まれます。総合区の主な事務内容として、B案で新たに加わる仕事には白い星印をつけています。例えば、こどもの分野では、保育・子育て支援として市立保育所の運営、民間保育所の設置認可などがあります。また、その下、福祉の分野では、老人福祉センターの管理運営を総合区へ移管します。

B案の総合区で期待される効果についても、20ページに3つの具体例を示しておりますけれども、再び前のスクリーンをごらんください。一例を説明させていただきます。こども・子育て支援施策の例です。大阪市では、待機児童の解消を最重要施策に掲げて、認可保育所の整備などに取り組んでいます。左側に認可保育所設置のフロー図がありますが、そのとおり現在は中ほど②地域調整、具体的には認可保育所の場所の決定については区長の仕事になっておりますけれども、③の事業者の募集・決定は市長の仕事になっています。図の右側、これが総合区になりますと、②の地域調整から③の事業者の募集・決定までが一元的に区長の仕事となることで、例えば保育所を早期に、あるいは効果的に開設することが期待されます。

もう一度資料に戻っていただきまして、21ページをお開きください。今度はC案の総合区です。区の数には5区で、職員数については現行から一定の増員が必要というふうに見込

まれます。総合区の主な事務の内容については、C案で新たに加わる仕事は黒い星印をつけています。例えば、左上のこどもの分野では、児童虐待対策として、こども相談センターの運営があります。一番下の健康・保健の分野では、保健所の業務を総合区へ移管します。

C案の総合区で期待される効果ですが、もう一度前のスクリーンをごらんください。3つの具体例の中からこども相談センターについてです。こども相談センターでは、子どもを虐待から守るため、皆さんからの児童虐待の通告や相談を24時間365日の体制で受け付けていますが、対応が必要な事案については、こども相談センターとは現在別の組織である区役所の保健福祉センターと連携して取り組んでいます。図の右側、これが総合区になりますと、保健福祉センターとこども相談センターが同じ区役所の組織となり、両者の連携が一層密になることで虐待のサインを早期にキャッチして、より適切な対応が期待されます。

以上が、今回お示しする総合区の3つの概案についての説明です。

何度も恐縮ですが、資料に戻っていただいて23ページをお開きください。10、今後の検討事項について説明いたします。まず1つ目の二重丸、総合区の名称及び区域（区割り）、総合区の事務所の位置です。今回の概案では、現在の24区を5区、8区、11区にする案を示しましたが、総合区の名称を初め、どのようなエリアで合区して総合区を設置するのか、総合区の区役所をどこに置くのかについても今後検討していきます。

なお、米印ですが、合区に際して、現在の24の区役所及び保健福祉センターについては総合区役所の支所として位置づけ、窓口業務を継続することとしています。

以下、総合区の設置に伴うコスト、例えば職員体制や庁舎、システムなどの整備に係る費用や、市長の所管事項である予算の仕組みに係る総合区長の権限についても今後具体的に検討します。

その下、11、総合区（案）のとりまとめに向けては、意見募集・説明会での皆さんのご意見や市会での議論を踏まえて、最終的には1つの案を取りまとめまいります。この最終的な案については、今回お示した3案から選ぶということではなくて、皆さんからいただきましたさまざまなご意見などを踏まえて、事務の範囲や区の数などを検討してまいります。

なお、24ページにはご参考として局で実施する事務の内容例を、それから25ページから28ページには局と総合区の事務の分担の詳細を記載しております。さらにめくっていただいて29ページには、ほかの政令指定都市と大阪市の区の人口と面積に関するデータを参考資料として添付しています。

以上が第2部の説明です。

続いて第3部「特別区制度」についてご説明します。30ページをごらんください。

初めに、ご留意いただきたいことというのを書いてございます。この資料は、特別区制度についてご意見をいただくために作成したものです。旧特別区設置協定書は、平成27年5月の住民投票で反対多数となったため、特別区について現時点での具体的な制度案はありません。これから特別区の制度案づくりにおいてどのような事項を決めていく必要があるのかというイメージを改めて皆さんに持っていただけるように、参考資料としてこの後、旧特別区設置協定書や平成27年4月の住民説明会のパンフレットの考え方などをお示しし

ています。今後皆さんからいただくご意見を踏まえまして、改めて制度案の検討を進めていくこととなります。

では、31ページをお開きください。まず、特別区制度の概要です。特別区とは、一般の市町村と同じようにみずから税金を徴収し予算を編成する基礎自治体です。選挙で選ばれる区長、区議会が置かれ、区長が住民に身近な施策を行います。

次に、（１）特別区設置法の制定というところをごらんください。現在、特別区は東京都にのみ23区が置かれていますが、この法律が制定され、大阪市のように人口200万人以上の政令指定都市を含む地域では、政令指定都市等を廃止して、特別区を設置することが可能になりました。

次に、（２）法律上の制度比較をごらんください。表の左側が、現在、皆さんがお住まいの大阪市、一般に政令指定都市と言われる制度、そして右側が東京の新宿区や渋谷区など特別区と言われる制度です。

表の２段目、３段目をごらんください。自治体の首長、トップですけれども、政令指定都市は市全体で1人の市長、一方でそれぞれが独立した地方自治体である特別区には各区ごとに区長が選挙で選ばれます。議会については、政令指定都市は市全体で1つの市議会が、特別区では区ごとにそれぞれ区議会が置かれます。

４段目、主な事務としては、政令指定都市も特別区もともに一般的な市町村の事務を行います。政令指定都市は市町村の仕事に加えて都道府県の仕事も一部行います。一方、特別区は、市町村の仕事のうち、上下水道、消防などは、大都市行政の統一性を確保するため、都が一体的に行っています。

次に、課税権ですが、右側の特別区は、一般的な市町村税のうち法人市民税や固定資産税などは都が一旦課税、徴収し、その下、それらを活用して都や各特別区の間で財政の調整を行い、必要な金額を配分いたします。

次に、32ページをごらんください。真ん中にイメージ図がありますけれども、特別区が設置された場合に、現在の大阪市と大阪府の仕事が、新たに設置される特別区と大阪府にどのように分かれていくかをお示ししています。

図の左側ですが、今の大阪市では、基礎自治機能、具体的には保育や小中学校の運営など住民の皆さんに身近なサービスに加えて、広域機能、例えば産業の振興や広域的なインフラの整備などの仕事もしています。一方、大阪府も大阪市と同様に広域的な仕事をしています。大阪においては、この広域機能を大阪市と大阪府の両方が担っていることから、いわゆる二重行政の問題が指摘されているところです。

特別区が設置されますと、図の右側ですが、大阪市が廃止され、保育や小中学校の運営など基礎自治体の役割は各特別区が担当し、産業振興や広域的なインフラ整備などの広域的な仕事は大阪府が一元的に担当することとなります。

次に、33ページをお開きください。特別区の制度案について、どのような事項について検討して決めていく必要があるのか、また、特別区を設置するまでの手続についてお示しをしています。

まず、（１）特別区を設置するエリアの関係自治体、すなわち大阪府、大阪市の両議会の議決を経て、特別区を設置するための協議会、特別区設置協議会を設置する必要があります。次に、（２）ですが、その協議会において、真ん中の太枠の中にあります特別区の

設置の日や特別区の名称及び区域など、法律で定められた8つの項目について特別区設置協定書を作成する必要があります。その後、(3)協定書について関係自治体の議会で承認が得られれば、(4)特別区設置に係る住民投票が行われ、過半数の賛成があれば、(5)総務大臣の決定によって特別区が設置されることとなります。

以上が、特別区制度についての説明です。

次に、特別区に関して皆さんからご意見をいただくに当たり、その参考となるよう、平成27年5月の住民投票で反対多数となった旧特別区設置協定書などの考え方について説明をします。35ページをお開きください。

まず、(1)特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数について、地図の下の表をごらんください。旧協定書では、大阪市を廃止して、北区、湾岸区、東区、南区、そして中央区と5つの特別区を設置するというふうにしておりました。それぞれの区のエリアは、右の欄、特別区の区域に記載のとおりでした。各区の議員の定数は、特別区議会議員の定数の欄にあるように、現在の大阪市会の議員定数86人を、各特別区の議会に割り振っておりました。

また、各区の本庁舎、つまり特別区役所の位置は、上の地図をごらんください。吹き出しに区の名称とともに本庁舎の所在地、例えば中央区であれば本庁舎の位置は現在の西成区役所というふうにしておりました。

ページの下備考欄をごらんください。①窓口業務については、特別区になっても、現在、24区役所等で実施している事務は引き続き現在の区役所等で行うこと、②町名については、特別区の設置が決まった後に、皆さんのご意見を聞いて決定する予定でした。

次に、36ページをごらんください。先ほどの項目につきまして、平成27年に実施した住民説明会での質問票への回答を引用して、当時の考え方をお示ししております。まず、一番上の区の名称は、区域を包括して、シンプルでわかりやすい方角や位置を基本とするとともに、バイエリア地域を湾岸区としたこと、次に区域については、平成47年の将来推計人口や過去の分区分合の経過などをもとに、行政運営の効率性や長期財政推計の結果を考慮して5区案としたこと、また、本庁舎の位置については、住民の皆さんからの近接性や交通の利便性などを基本としながら決定をしたこと、それから最後に議員定数については、議会のコストを増やさないという趣旨から、現在の大阪市会の議員定数86人を5つの区に割り振ったことなどをお示ししております。

一番下の網かけに、この項目に関して当時住民説明会でいただいた主な質問・意見を記載しております。この後、それぞれの項目も同じように記載しておりますので、ご参照ください。

次に、37ページをお開きください。(2)特別区と大阪府の事務の分担につきまして、真ん中の表、事務の分担(イメージ)をごらんください。今の大阪市は、左側の欄、住民の皆さんに身近な仕事として、戸籍、住民基本台帳、保育など、またその下の広域的な仕事として、成長戦略や博物館、広域的なまちづくりなども行っています。特別区が設置された場合には、右側にあるように、特別区は住民の皆さんに身近な仕事を、その下、大阪府は、大阪全体の成長、都市の発展などにかかわる広域的な事務というふうに、役割を明確化するというふうにしておりました。

次に、38ページをごらんください。(3)一部事務組合とは、複数の自治体が連携して

効果的、効率的に仕事を行うための仕組みです。旧協定書では、専門性の確保が特に必要なもの、サービスの実施に当たって公平性や効率性を確保しなければならないという、そういう仕事について、例えば国民健康保険事業などを、5つの特別区が一部事務組合等をつくって連携して行うというふうにしておりました。

次に、(4) 職員の移管(特別区の職員体制)ですが、1つ目の点のところにも米印が書いてありまして、近隣中核市5市をモデルとあります。これは、その下にありますように、大阪都市圏で30万人以上の人口を有する豊中市や高槻市、東大阪市などの5市の職員数をモデルとして各特別区の職員体制を整え、その上で、広域的な仕事が大阪府に一元化されることに伴って必要となる職員を市から大阪府へ移管するというようにしておりました。

次に、39ページをお開きください。(5) 税源の配分・財政の調整につきましては、1つ目のひし形ですが、各特別区で必要なサービスを提供できる財源、すなわちお金を確保し、各特別区の税収に大きな格差が出た場合の調整方法についてお示ししておりました。真ん中のイメージ図にありますが、現在、大阪市で課税、徴収している税金を特別区と大阪府に分け、法人市民税や固定資産税など大阪府が課税、徴収する5つの税金は、大阪府で特別会計という別の財布で管理をして、特別区と大阪府の仕事に応じて配分するとともに、各特別区の税収の格差を是正するために活用することとしておりました。

次に、40ページをごらんください。(6) 大阪市の財産と債務の取扱いについては、特別区の設置によって、皆さんが日ごろ利用されている施設、大阪市が持っている株式などの財産、あるいは市債の返済がどうなるかということについて示しておりました。①の財産ですが、1つ目のひし形、学校や公園など住民サービスを進める上で必要な財産は、仕事の分担に応じて、特別区と大阪府がそれぞれ引き継ぐとしておりました。また、2つ目のひし形、株式、大阪市が積み立ててきた基金、貯金については、大阪府が引き継いだ仕事に密接に関係するものを除いて、特別区に引き継ぐこととしておりました。②の債務ですが、2つ目のひし形、大阪市で既に発行した大阪市債、つまり借金については大阪府が引き継ぎ、その返済費用は、特別区と大阪府が仕事の分担に応じて負担するというふうにしておりました。

その下、(7) 大阪府・特別区協議会については、2つ目のひし形、特別区の仕事に必要な財源の確保や、大阪府が引き継いだ財産の取り扱いなどについて、大阪府と特別区が対等な立場で協議調整して、3つ目のひし形、もし協議が調わない場合には、第三者機関が円滑な調整を図るというふうにしておりました。

最後の(8)には特別区設置の全般にかかわる主な質問や意見をお示ししております。

以上が旧協定書に基づく内容です。特別区につきましては、現時点での具体的な制度案はありません。皆さんからいただくご意見を踏まえて、今後、検討をまいります。

なお、41ページには、参考資料として旧協定書における特別区のイメージを記載しております。また、42ページに記載しておりますが、平成27年の住民説明会でいただいた全ての質問、それに対する回答について、現在も大阪市のホームページでごらんいただくことができます。

長くなりましたが、説明は以上です。ありがとうございました。

(司会)

以上で説明は終了いたしました。これより皆様からご意見、ご質問をお受けしたいと思います。

冒頭お願いいたしました。ご意見、ご質問に関しては、総合区制度、特別区制度と関係のないものや、政治的な主張など、開催趣旨にそぐわないご発言につきましてはご遠慮いただきますようお願いいたします。もしそういった趣旨のご意見、ご質問とこちらが判断した場合は、まことに失礼ではございますが、その時点で打ち切らせていただく場合もございますので、ご容赦願います。

まず最初に、ただいまの説明に対するご質問からお受けしたいと存じます。ご意見につきましては後ほどお伺いさせていただきます。ご質問がございましたら、その場で手を挙げていただきましたら、私が指名させていただきます。座席まで担当がマイクをお持ちいたしますので、必ずマイクを通してご発言ください。できるだけ多くの方のご意見、ご質問をお受けしたいと思いますので、ご意見、ご質問は発言機会一回につきお一つとし、簡潔にご発言くださいますようお願いいたします。また、司会者からの依頼がございましたらマイクをお返しいただきますようご協力をお願いいたします。

それでは、まずご質問のある方、挙手を願います。

じゃ、真ん中のブロックの女性の方。

(市民)

丁寧な説明ありがとうございました。

質問なんですが、総合区のA案、B案、C案とも合区を前提にされておられます。なぜ現在の24行政区ではだめなのかという根本的な理由がよくわかりません。それだけです。

(吉村大阪市長)

16ページを見ていただきたいと思います。16ページにはそれぞれA案、B案、C案ということで、いわゆる総合区においてどこまでの事務をしてもらうのか、どこまでの仕事ができるようになるのかという権限のところについての説明です。A案、B案、C案、いずれも、C案に行くほうが権限が多い、B案は一般市並み、A案は現行プラス限定事務ということで、一定の事務をやってもらう、できるようにすることが前提になってます。なぜかという、そもそも何で総合区にするのということになれば、やはり一定の権限を持って、そして住民の皆さんの身近なところで一定のことが決められるようにする、実行できるようにすることが目的ですから、これはそれぞれにやっぱり権限を渡していこうと。じゃ、権限を渡していったらそれぞれ職員の数ってどうなるのということなんです。これは私が冒頭言ったとおり権限を渡して、あるいはお金を渡して、それを実行する組織がないとできないですから。じゃ、その実行する組織というのはやはり一定の固まりの人が必要になってます。職員が必要になってきます。じゃ、どのくらい要るのというのがその縦に見た5区の場合、8区の場合、11区の場合が書かれています。例えばC案について中核市並みの権限を与えていきましょう、そして11区にしていきましょうとなれば職員がどのくらい増えるかという、500人から800人ぐらい増えるということになるんですね。この表には出てないですけども、仮に中核市並みの権限を与えて24区のみままでやるとなれば莫大な数の職員が増える。それも当然その分コストが大きくなっていくということになってます。

ですので、当然コストのことも考えながら、しかしながら一定の権限を持ってもらう、その最適なサイズ、最適な行政組織というのは一体幾らなんだろうかということを追求することが大事だと思っています。その中で今回は5区と8区と11区のそれぞれの3つがふさわしいだろうということで提案をさせていただきました。

(司会)

それでは、引き続きご質問のある方、挙手をお願いいたします。それでは真ん中のブロックの後ろから2列目の。

(市民)

丁寧な説明ありがとうございました。

1つ質問なんですけれども、職員数に関しては説明いただいたと思うんですけども、職員の平均給与額ですね、こちらがもし総合区に移管されるときに変動があるのかどうかというのをちょっと知りたいなと感じました。

(吉村大阪市長)

これは総合区に移管したからといって給与が増えたり減ったりするものじゃないですから。職員の皆さんの給与の増える減るはないです。ただ、先ほど申し上げたとおり権限を増やして、そして区数も増えていけば職員の数そのものが大きくなってきますから、そうなってくると必要な財源が増えてくるということになります。ですので、そういった意味でそれぞれの職員の給料が増えたり減ったりはないんですけども、職員の数がどうなるのか、今と比べてどうなるのかということのざっくりとした比較表というのは先ほどご説明した表のとおりです。

(司会)

それでは、引き続きご質問のある方、挙手をお願いいたします。それでは今度は真ん中のブロックの一番最前列の方。

(市民)

守口市なんですけど、ゼロ歳から5歳の保育料が無料になると聞いたんですけど、特別区の場合になったら、守口市並みの大きさにしたらゼロ歳から5歳無料になったりするんですかね。

(吉村大阪市長)

これは守口でそういう試みされたのは僕も知ってます。それは一定最適というか、これを、じゃ、大阪市でやれといえればかなりハードルは高いと僕自身も思ってます。実はああいった政策はコンパクトなまちのほうがやりやすいんじゃないのかなというのは僕自身も思ってます。ただちょっと守口の財政、私自身わからないので、ちょっと責任持ったことは言えないですけども。ですので、それぞれ特別区も総合区もそうですけど、一定の住民の皆さんに身近なところで皆さんの意見を聞けるような、やっぱりその仕組みが必要だ

ろうと思っております。ある区においては、おっしゃるとおり例えばゼロ歳から5歳の保育料を無償化していこうと、いわゆる子育て世代に重視していこうということにお金を回していくのか、あるいは高齢者の多いエリアであれば高齢者の皆さんの支援というか、そっち側に注力していこうと。それはそれぞれの区長が判断できるようにしたほうがいいんじゃないのかなと、そういう理念に基づいてます。ですので今の段階でそれはできますかと言われたら、それは将来の区長の判断に委ねざるを得ないのかなというふうに思っておりますけれども、守口市は本当によくやってるなど、ちょっとうらやましいぐらいに思っております。

(司会)

それでは、引き続きご質問のある方、挙手を願います。では左のブロックの最前列の方。

(市民)

座ったまま失礼します。

区数なんですけれども、5区、8区、11区がありますけれども、これはあくまでも市議会のほうで決定するわけでしょう。これは大体いつごろになるか、そういうめどが立っておればもっと内容も詳しく理解できると思うんですけれども、まずこれを決めていただかないとですね、住民投票でするわけでもないし、私の判断では市議会が決定するものと思っておりますが、いかがでしょうか。

(吉村大阪市長)

これはお父さん指摘のとおり最終的には市議会が決定するものです。今回5、8、11というものを皆さんにご提案してるのは、それぞれの区数になるとこういった姿になりますよということの比較ということで一旦皆さんにご説明してる。これ同じものも市議会でも議論はしています。最終的には市議会で決めていくということになりますが、まずは5、8、11ということについて、来年の早い段階ではどれがふさわしいのかというのは行政的にも判断して、最終決定は行政ではできないですけれども、最終決定は議会の決定になりますが、行政としての最終の判断というか行政としての判断として区数を絞るというのは来年の早い段階でやっていこうというふうに思っております。その中でこれからも、今もやっておりますが、引き続き議会での議論というのは深めていきたいと思っております。

(司会)

それでは、ご質問のある方、挙手のほうをお願いいたします。それでは真ん中のブロックの後ろから2列目のオレンジ色の服の方、お願いいたします。

(市民)

総合区では二重行政はなくなるんですか。なくなるんですか。総合区も特別区もどちらも聞いてたら職員の数が増えるだけで、財政がよくなるように思えなかったんですけど。お願いします。

(吉村大阪市長)

総合区については大阪市役所、大阪市というのは残ります。大阪市のいわゆる広域の成長戦略というのは残ります。ですので、今こうやって知事と市長横並びでいますけれども、基本的には二重行政というか、それは話し合いで解決していこうということになります。ですので制度的に解決するのかといえば、それは制度的には解決しないだろうなというふうに思います。これは最終的には僕は価値観だと思ってます。政治家の役割は話し合いで物事を解決していくことだろうというのであれば、これは二重行政があっても話し合いで解決していくべき。今現に松井知事と僕との間では二重行政と言われるようなものはなくしていこうねというような価値観のもとで進めていってますので。ただ、ここはあくまでも人と人との関係ですから、人と人との関係が崩れたときはたぶん二重行政の問題というのは顕著化してくるだろうなというふうに思っています。特別区のほうは、それは制度的に解決していこうと。知事と市長、広域行政については重ね合わせようというのが特別区の考え方。これ制度として抜本的に変えていこうということです。だから制度としてもうこれは本質的に変えていくべきなのか、いやいや、話し合いで今後も解決していくべきなのかというその背景思想の違いというのが出てくるのかなというふうに思ってます。

(司会)

それでは、引き続きご質問のある方、挙手を願います。それでは右のブロックの男性の方、お願いします。

(市民)

丁寧な説明いただきましたが、私今新聞を見てますけど、東京では現在の特別区制度は非効率な面が多いとして、23区それぞれあるいは全体で市制化する議論をされてる。これは2011年11月5日、読売新聞の夕刊に載っております。千代田区の石川雅己区長が言っておられるんです。逆行してるんじゃないかと思う。

(吉村大阪市長)

東京の特別区についてですけども、東京の特別区が一部の区においては市になるべきだというような意見を言ってるという区はあるんですけども、ここで注意しなきゃいけないのが、その特別区自身が市になりたいというのはあるとしても、かつてのように特別区全部合わせて今の大阪市と大阪府のようになりたいと言ってる特別区はありません。そこにまず注目しなきゃいけないですね。東京23区ありますけど、23区合体して1つの東京市のようなもの、昔あったんです、東京市というのはね。昔あったんですけど、そういった東京市になりたいのかと。23区合わせたような東京市になれば、これは東京市と東京都の二重行政出てくると思いますけどね。そういったものになりたいのかといえば、特別区の区長は東京市のようなものになりたいと言ってるところはないと思ってます。ですのでちょっと前提が、記事の前提も違うのかなというふうに思います。

それから、今特別区の案というのはないんですけども、5月17日の案では東京の特別区よりもやっぱりもっと住民の皆さんに身近なことができる決定権を増やしていこうよということで、中核市並みの権限を大阪の特別区は持たせようということで、東京の特別区の課題をクリアしたような、そんな権限のある特別区をつくっていこうという制度設計を

しました。ですので東京の特別区とはちょっと違うのかなと。バージョンアップしてるといふふうに思ってます。ただこれは昨年の5月17日で否決されましたので、今特別区はないという状況ですけれども、ですので東京の特別区制度が失敗してる、あるいは市になりたいというのは、ちょっと前提が違うということもご理解いただいたほうがいいのかなというふうに思っています。

(司会)

それでは、進行の都合上、申しわけありませんが一旦質問は以上とさせていただきます、これからはご意見を頂戴したいと存じます。ただし、もしご質問がございましたら、その際にご遠慮なくおっしゃってください。ご意見として、意見用紙にも記載しておりますが、例えば身近な区役所で行ってほしい業務や区の数、区割りについて重視される点など、総合区制度、特別区制度に関して自由闊達なご意見を頂戴できたら幸いでございます。

それでは、ご意見を頂戴したいと存じますので、挙手のほうをお願いいたします。真ん中のブロックの3列目の方。

(市民)

先ほどの質問でいろいろ市長さんの丁寧なご回答ありがとうございました。私の意見とか考え方は、現在の24行政区をそのままにして、そしてもっと区長さんの権限を増やす中で、区民の要望とか要求をもっと吸い上げていくシステムですか、そういうのはつくれると思っております。現在すべきことは、きょうも地震がありました。建物の耐震化とか、旭区は子育て支援を一生懸命頑張っておられますのでありがたいんですけども、子育て支援の充実にお金をかけるとか、それから現在の頑張ってる中小企業の支援とか、国のほうが来年度から恐らく介護保険が外されて総合事業に移されると聞いておりますが、それをどういうふうに具体的にしていくかというふうなことにお金をかけていただきたいと思えます。

(司会)

ご意見のほうありがとうございました。

それでは、引き続きご意見のある方、挙手をお願いいたします。では真ん中のブロックの水色の服の男性の方。

(市民)

どのぐらいの時間……

(司会)

できるだけ多くの方にお伺いしたいので、できるだけ簡潔をお願いいたします。

(市民)

いろいろあるんですけどね。まず私は、ごまをするわけじゃないんですけど、今の旭区長さん非常に区民、住民の意見を聞いていただいて助かっております。私、高殿11町会の

町会長をしておりますが、今の区長さんは連合の会議とか地活協の会議等にも出られていろいろ意見を聞いていただいています。非常に助かっております。そういう形で区長さんが住民の人の意見を聞いて、そして今よりも権限が大きくなって予算の幅もあってやっていただけるのであれば、我々のいろんな要望をもっと聞いていただけるのではないかなと思って、総合区の場合は進めていけばいい案になるのではないかなというふうに思っています。先ほどいろいろ市長さんも説明されてましたが、まだこの総合区の場合についても十分練れた内容になってないと思いました。私は、こんなこと言うとあれなんです、約500人ぐらいの会社の経営をやってきたんですけれども、本社、支社の関係があって、専門的な知識を持つ人は本社にいて、支社は動く。本社、支社との関係で、連携で物事を進めていくということが多いんですけれども、専門知識を持つ者が支社に全部必要かといえばそんなことはない、本社と支社と、中之島と区との関係でうまく連携を持っていけばそういうことは解消するだろうし、また区の中に専門的な知識を持った人をさらに増やしていくということも必要ですし、人数を減らさなくてもそれは可能だというふうに思いますので、まだまだ十分練れてないと、これから練る必要があるんじゃないかなと思います。

合区ですけれども、合区ということになりますと旭区と鶴見と城東と都島なのか、この周辺どうなのかといろいろ考えると、合区となるとこれまたいろんな問題が出てくるようで、多少危惧をしております。

それから、特別区については新たな何の提案もなく残念に思います。新たな提案があるのかなと思ってました。1年前否決された内容をああだったこうだったと今ごろ説明して、こんなこと私が役員会で、1年前こんなだったんです、提案したんですよと言うたら解任の対象になるでしょうね、そんなこと言ってる人は。これについては非常に残念だったと思います。

もう一つ言わせていただきます。私は特別区については反対してたんだけれども、この間の東京都で小池知事が誕生して、東京都が例えば豊洲の中央市場の件、あるいはオリンピックの件、何とずさんな管理運営、予算管理をしたのかなということをつくづく思いまして、一極集中で東京都に力が集中される、そしてそこで予算もあるということになるとこんなずさんなことになってしまうのかな。大阪府と大阪市が一緒になって、そこで1人の指揮官のもとに進められていけば同じような間違いを犯すのではないかなという不安を今回非常に強く持ちました。ということをお知らせしておきます。

(司会)

ご経験に基づいたご意見どうもありがとうございました。

それでは引き続きご意見のほう承りたいと思います。挙手のほうをお願いいたします。真ん中のブロックの3列目の帽子をかぶった方。

(市民)

先ほど最初にパネルでいろいろご説明いただいたんですけれども、東京、名古屋、横浜と比較していろいろ、だから大阪はよくないんだというふうなご説明をいただいたんですが、東京はもちろん一極集中で商社・大企業がほとんど集中しています。そこに税収も非常に多いです。ですから財政が豊かですからいいのは当たり前なんですけれども、前は大阪

も商社があっっているんな産業も発達してたからよかったと思うんですけども、だから府市が別だからよくないんだというのは当たらないというふうに思っております。じゃ、名古屋と愛知は二重行政なの、横浜と神奈川は二重行政なの、福岡と・・・いろんな地方はほとんど二重行政になってるんじゃないのというふうなことを私は思うんですけど、それは全然違う的外れのことじゃないのというふうに思っております。ですからそういう点で県と市がというのは、それはどこでもあることだと思うので、それが二重行政というのは当たらないというふうに思っております。よりやっぱり細やかに、先ほどの方もおっしゃっておられましたけれども、今の区長さんは目を届かせていろんな会議にも参加されているいろいろご協力いただいているということがありますので、やっぱりトップのやり方なんじゃないのかなというふうに思っておりますので、そういうことです。

(司会)

ご意見のほうありがとうございました。

引き続きご意見を承りたいと思います。じゃ、そちらの右のブロックの男性。

(市民)

ご説明いろいろありがとうございました。まだまだわからないことあるんですけども。特に新しい区の制度ということで住民に近いところに権限を移譲するというので、それは非常に結構だと思いますが、そこで大切なことは個々の行政施策の立案から決定、それから実行に至る過程の中で、個々の市民にとって目に見える透明性、公平性が保障されるということが市民にとって納得のいく施策じゃないかと思うんです。私ども市民が気がついたときにはいつでも意見が言えるというふうな、そういう住民自治の権限が保障される中で府政、市政が行われるべきだと思っております。それでもう一つ、その中で各区長への権限移譲で各区独自の施策がいろいろ行われるということは、それはそれで結構なんです。区によってその住民とか行政当局の意向でもって区によってかなりちぐはぐな施策が行われるというケースが、例えば保育所をつくるのに近所の住民の反対でできなかったというようなケースがよその府県であったと思うんですけども、そういうシビルミニマム的なことはきちんと保障していくようなことが行政としても必要だし、そういうものが担保されるような形で、いわゆる公平な行政が行われるような制度であることを希望いたします。

以上です。

(司会)

どうもご意見ありがとうございました。

それでは、引き続きご意見。じゃ、真ん中のブロックの黒い帽子をかぶった男性の方。

(市民)

こんにちは。いろいろご説明いただいてありがとうございます。

この説明会でも、また各メディアでも市長が都市制度に関してご説明なさるとき、何かにつけてよく東京との比較をされることが多いんですけど、僕たち市民が将来に不安を感

じることなく大阪市で暮らしていけたら、別に東京との比較でどうかとか、割とどうでもいいといえばどうでもいいことなんですよね。僕たちがこれから先不安を感じることなく大阪市でずっと暮らしていけるのか。僕たちは不安を感じながらこのまま暮らしていくことになる、いつか引っ越さなきゃいけないのかなとか、そういう不安を感じたりすることもありますので、できるだけ生活者目線といいますか、我々の生活をどうやって市として守っていくのかとか、そういうところに軸足を置いてこれからの議論とか進めていっていただきたいなと思っております。よろしくお願ひします。

(司会)

どうもご意見ありがとうございます。

それでは、もしよろしければご意見だけじゃなくてご質問のほうでも結構でございますので。じゃ、こちらの左のブロックの一番最後列の方。

(市民)

失礼します。

十分な説明をされてるんですが、なかなか一度読んだくらいでは納得どころか理解できないと。どういうことかなというふうにさっきからページをめくりながら見てるんですけども、総合区・特別区(新たな大都市制度)ということになってるわけですが、今のままではいけないのかなというのを片やこれを読みながら感じているところなんです。昨年住民投票をやったときは全く別なんですけれども、あのときも非常にまちの中で本当に議論されてきたのでね。またああいうのちょっと嫌だなという思いをしてるところなんです。それと、こういったことをされるのにたくさんの費用がかかっている。この本だってすごく立派な冊子つくっていただいて、大阪市全住民に当たるような規模でなされてると思うんですけども、非常に莫大な市税が使われているんじゃないかなということで、ちょっと心配という。私たちの家計とは違ひまして大きな財産なんですけれども、ちょっと心配もしたり。もちろん特別区、総合区、これから未来のため、私たちよりももっと未来の子どもたちのためにはそういう制度も議論していく必要があるかと思うんですね。私が覚えてるのは、淀川区と北区が合併したときでも10年ぐらいかかりましたよね、合併するのに。そういったことで並行しながら議論をしていく必要があるかと思うんですけどもね。大阪市、今いっぱい課題、いじめの問題、貧困、格差の問題、さっき言われた介護の問題とかね。私自身も70を超えて、これから先年金だけで本当に安心して暮らせるのかなという不安を持っています。昨年、その前かな、水道料金も60歳過ぎたら減免制度適用ということで、1,000円ぐらい払ってたんですが、今三千幾ら、3倍払う。年金は下がるわ支払いは増えるわということで、日々の暮らしとって不安に思っているんです。ですから、特別区、総合区と全然違う場所なんですけれども、市民の一人として、これからあと何十年生きるかわかりませんし、これからの未来の子どもたちのために私たち一体何ができるのかなということも一緒に考えていけたらと思ひまして発言しました。ありがとうございます。

(司会)

どうもご意見ありがとうございます。

それでは、引き続きご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。では真ん中のブロックの女性のオレンジ色の。

(市民)

昨年1万票の差で負けたのをここでまた繰り返される愚かさみたいなものを感じるんですけども、今私たちシニア年代の人にしてみたら、これ何回聞いてもわからないというのが1つね。特別区で5区に分けようかどうかどうしようかというって、結局本庁だ、支庁だというふうに位置づけは変わると思うんですけど、一住民としては5区になったとしても今行きてる旭区役所なら区役所で用事が済むのか、5区になって本庁が決まったら、この件に関しては本庁に行きなさいと言って交通の不便さとか、大阪市がバス路線なんかをどんどん縮小してるのに、知らないところへそういう手続に行くのかというすごく単純なところでおばちゃんたちは悩んでるので、その辺の扱いなんか、あんまり賛成はしないけど、決まってしまったときにどうすればいいんだということをちょっと疑問に思うのでお尋ねしました。

(司会)

そうしたら、ご質問ということで。

(吉村大阪市長)

今特別区の案はないですけども、前の案でも旭区役所がやってるような窓口業務、これは支所として残すという案でした。ですので今お母さんが行かれてる手続とかそういったことについては区の業務として、窓口業務としてできるというような、そんな制度設計です。当時は区役所がなくなるとかいろいろ言われたこともありましたが、それはデマですのでね。ですので、そういった不安を払拭するようなものを、当時も制度としてつくってたんですけども、周知活動とかそういったこともしなくちゃいけないのかなというふうに思ってます。決して不安にしたり不自由にしたりとかそういうことを目的とはしてませんから。どうやったらもっと皆さんの身近なところで決められるようなことができるのかなということと、それから大阪市と府がもうちょっとどうすれば成長していけるのかな。やっぱり成長というのも、成長がないと財源も生まれてこないですから。そしたら今高齢者の方で生活を不安に思われてる方にもお金が回ってこないということになりますのでね。そして将来、今大阪で生まれた子どもなんていうのも、やっぱり大阪で行政サービスを受けたり大阪で成長するという絵姿がないと、責任を持った制度とか仕組みというのをしっかりと次代の子どもたちにも私はつないでいかないといけないんじゃないのかなというふうに思っています。

(司会)

それでは、引き続きご意見、ご質問のある方、挙手を。では、真ん中のブロックの2列目の方。

(市民)

先ほどからお聞きしてたんですけど、最初パンフレット読ませてもらったんですけど、総合区、特別区、もうひとつよく理解できなかつたんです。特に総合区が。それで説明聞いててよくわかつたんですが、やっぱり総合区というのは何の解決にもならんでしょね、恐らく。だから結果としては特別区ということになると思います。前の住民投票で否決されましたけど、あれは一回の投票であって、それも僅差ですよ。理解できへん負け方でしたけど、あれまた改めてやられたらいいと思うんです。だって結果としたら二重行政、大阪府、大阪市の問題もやけど、要するに政令指定都市、この問題も大きくかかわってくると思うんですよ、これから先。そういうこともあるから、これから先も努力して特別区頑張っていってほしいと思っております。

(司会)

ご意見ありがとうございました。

それでは、引き続きご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。では、真ん中のブロックの一番最後列のグレーの服の方。

(市民)

すみません、わからないので参加させていただいたんですが、余計わかりませんわ。私の素朴な疑問なんですけどね。二重行政と言われる24区でいけないんですか。こうして各区の説明会を開いて、先ほどの方もおっしゃっておられましたけど市税をたくさん使ってるね。こういうことこそ無駄かなと思います。二重行政と言われないような施設を一緒にしたりとか経費をまとめるとか、そういう形で大阪市というのを再生できないんですか。

(司会)

二重行政は24区で解決できないかというご質問でよろしいでしょうか。

(松井大阪府知事)

広域の話なので僕からお答えをしますけど、大阪府と大阪市、二重行政というのは何かと。要は同じ仕事をしてることが二重行政なんです。どっちの役所も同じ権限があって同じ仕事をしてる。これをなくそうと思えば、二重になってるものを1つにまとめればなくなります。今は僕と吉村市長、前は橋下市長と相談をして物事を決めるテーブルもつくりました。会議体も。だから二重行政を解消できてきましたけど、政治とか行政というのは結果責任ですから。皆さんご承知のように僕と橋下市長になる以前は二重行政が解決できませんでした。できなかった年月のほうがずっと長いんです。その間ずっと皆さんの税金が無駄遣いされてるんです。無駄遣いとか効率の悪い使い方をされております。例えば僕と橋下市長が知事、市長になってから、大阪府と大阪市の海外の事務所とか東京の事務所を1つにまとめました。今1つにまとめたことで大阪市民、市民の皆さんというのは府民の皆さんでもありますから、皆さん方が東京の大阪事務所、今までは大阪府と大阪市別々で家賃払ってた。それが1つになって、大阪市民、府民の皆さんはご不便感じられてますでしょうか。全く感じられていないんです。要は役所の事務所2つあっただけですから。この東京の事務所すら長年2つあったんです。皆さんの市民としての税金、府民と

しての税金、1つにまとめれば家賃1つで済むのに二重払いをしてきたんです。それが僕と橋下市長になる以前です。それが100年続いてきたんです。これは話し合いによって解決ができました。でも、これからまた同じ権限を持つそういう知事と市長が考え方の違う人になれば元へ戻ります。元へ戻る経費は全て皆さんの府民としてお支払いいただいている税金、市民としてお支払いしている税金から負担をされることになります。だから僕たちは二重行政は制度としてなくしましょうよと。人間関係で成り立つなんていうのは非常に脆弱です。人間同士仲悪くなることもあります。これは親きょうだいでもあるわけですから。でも、もうそういう形にならないように、1つでまとまることで効率よく運営できるようなものは制度としてつくり上げてしまおうというのが我々の考え方なんです。だから24区の基礎自治体というはある程度の規模で住民自治を拡充していく。それがまず制度を見直す1つの大きな内容ですけど、もう一つは、同じ大きな権限をしている2つの役所、これは同じ仕事するなら1つにまとめましょうと。この2つを行政の制度として見直していきましょうということで今説明会をやらせていただいていると、こういうことです。

(司会)

引き続き、ご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。おられないようでしたら、もう一度、手を挙げられた方、どうぞ。

(市民)

今の松井知事と吉村市長さんの2人の息の合ったところで24区の二重行政、府も含めて二重行政というのはなくならないんですか、その間に。

(松井大阪府知事)

やっています。できるところからやっていっております。ただ、これは吉村市長と僕だからそういう方向でやれますけど、人がかわればまた元へ戻すこともできるようになるんです。だから元へ戻ってしまえば、先ほど言った東京事務所もまた2つに戻ってしまうんです。そういうことはもう戻らないようにしましょうということで制度を変えましょうと、変えませんかというのを提案させていただいているということです。

(司会)

それでは、その前のオレンジ色の服の方。

(市民)

ぜひ変えてほしいと思うんです。変えてほしいと思うんですけど、この説明のあった総合区というのではやっぱり制度は変わらないということですか。

(松井大阪府知事)

総合区では二重行政は制度としてはなくなりません。ただ、われわれ吉村市長が何度も言うように、僕らも去年5月17日の民意を重く受けとめております。受けとめております。だから完全に制度として二重行政をなくすには、先ほど吉村市長が説明してましたけど特

別区。でも、今の24区行政制度よりは少しでも住民自治を拡充をして皆さんの声で区政が成り立つようにしていこうと思えば、今の24区行政制度よりは半歩でも一歩でもやっぱり前進していきたい、それが総合区なんですね。よりベターを目指していこうというのがやっぱり我々の役割だと思うんです。だから制度においてはやっぱり今の24区よりは住民の皆さんの声が聞こえて、住民の皆さんの意見で権限を持った区長がいろいろ仕事しやすくするように、できるように総合区。今の24区行政制度よりはよりベターです。でも、僕らは二重行政は完全にやっぱり制度としてなくしたい。であるならば、さらにベターで特別区。こういうふうなことで今説明会を行わせていただいているということです。

(司会)

そろそろ時間が迫ってきましたんですが、ご意見、ご質問のある方。じゃ、真ん中のブロックの3列目のグレーの服の女性の方。

(市民)

すみません、勉強不足です。丁寧に説明していただいたのに。

それで、ちょっとぼやっとなんですけど聞いてて思ったのは、総合区になったとしても財源が結局、市が管轄するとか府が管轄する財源がこれ見てたら大きいし、やっぱり何と言っても税ですよ。税をどう分担するかによって自治がよくなったりとかすると思うんですけど、その分担が結局市とか府のほうに重きを置かれてて、総合区のほうには決定権の税が行かないようなシステムになってるなというのをぼやっとですけど感じました。だからもしなったとしたら、そこら辺をやっぱり解決していかない限りは、今言われてるように東京とか同じように権限が区長に余らないと思うんですよ。幾ら公募でしたり住民が選んだとしてもね。やっぱりお金の税をどう使うかということをもっと考えた案を出してほしかったです。もし出すとしたら。

失礼します。

(司会)

ご意見のほうありがとうございます。

それでは、ほかご意見、ご質問のある方。じゃ、3列目の男性の方。

(市民)

今よく二重行政、二重行政と言われておりますけれども、その二重行政の説明が、松井知事がおっしゃっておられましたように1件だけ説明されて、あともっとたくさんあると思うんですね。だからそのたくさんあるやつをもっと挙げていただければ、もっと市民の方がわかると思うんですけれども。

(司会)

ご意見ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、申しわけございませんが時間のほうがまいりましたので、あとお一人で最後にさせていただきたいと思っておりますので、ご意見、ご質問のある方、おられましたら挙手を

お願いいたします。じゃ、右のブロックの3列目のチェックの方。

(市民)

最後になりましたけれども。私ここに住んで80年になるわけです。だから大阪もそれ以前、100年近く大阪であるわけです。当然100年過ぎれば内容もいろいろ変わってくると思うんです。変わるとなれば当然規則も変えないかと思うんです。今回特別区に対して私大賛成なんです。ただしその中である新聞を読みますと、何かある政党がそれ賛成してる。その政党を抱き込むためにこの特別区を設けたんだというふうに書いてましたけれども、その政党のためにやるんやったら私反対です。あくまでも大阪をこういうふうに変えていくんだということをもう少し真剣に討議されるならば私賛成なんです。基本的には一緒にすることは賛成なんですけれども、そういうふうに政党と一緒にしてやるためにこの案を出したんやというんやったら私反対です。

(司会)

今回の説明会は申し上げましたとおり行政主催の説明会でございますので。

(市民)

だからこの案は賛成だということです。

(司会)

ご意見ありがとうございました。

すみません、それでは時間のほうに限りがございますして申しわけございませんが、ご意見、ご質問は以上とさせていただきます。

それでは、意見募集・説明会終了に当たりましてお願いとお知らせを申し上げます。本意見募集・説明会は他の会場の説明会もインターネット中継、録画配信を行っております。もう一度説明を聞きたい、他の会場のご意見を聞きたいという方はご利用ください。

なお、お配りした意見用紙は会場出口付近で回収いたしますが、後日、区役所窓口等でもお預かりいたしますので、ぜひご意見や感想を記入していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれをもちまして意見募集・説明会を終了いたします。どうもありがとうございました。